令和８年第１２回野洲市教育委員会定例会　議事録

○日　時　令和８年９月１６日
　　開会時刻１３時３１分
　　閉会時刻１５時００分
○場　所　野洲市ふれあい教育相談センター　フロンティアルーム

○出席委員

教育長	北脇　泰久		
委　員	瀬古　良勝	委　員	南出　久仁子
委　員	山﨑　玲子	委　員	野村　　哲

○出席者

教育部長	川﨑　小百合
教育部政策監（幼稚園教育担当）	北田　一栄
教育部次長（学校教育担当）	廣沢　昭洋
こども課長	松岡　秀樹
生涯学習課長	井狩　吉孝
生涯学習課参事	蜂屋　正雄
学務課参事	原嶋　亜紀
ふれあい教育相談センター所長	堀　　圭一郎
学校給食センター所長	川﨑　　誠
野洲図書館長	早田　ひとし
文化財保護課長	福永　清治
学務課長	荒川　貴之
学務課職員（事務局）	枝　　瑞紀

【北脇教育長】　それでは、皆さんこんにちは。

本日はふれあい教育支援相談センターのフロンティアルームをお借りしての令和8年第12回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員で、定足数に達していますので会議は成立しています。

次に、日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【北脇教育長】　ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第2、令和8年第10回定例会及び第11回臨時会会議録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【北脇教育長】　ご異議ないようですので、第10回定例会及び第11回臨時会の議事録は承認されたものと認め、後ほど定例会分は瀬古委員と南出委員、臨時会議分は瀬古委員と山﨑委員にご署名をお願いします。

次に、日程第3、令和8年第12回定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、南出委員と野村委員を指名いたします。

次に、日程第4、教育長事務報告に移ります。

それでは、別紙にございます先月の8月18日から9月15日までの報告について、教育長事務報告をご覧ください。

では、報告をさせていただきます。前回の事務報告に続いて、8月後半からは、今日もそうなんですけれども、日本の各地で台風や大雨、秋雨前線の影響で大雨、豪雨、そして河川の氾濫、増水、浸水、土砂災害など自然災害が発生をしております。特に8月23日の茨城県南部地震マグニチュード5.9、最大震度5弱、また日本列島でだけでなく世界的にも8月26日のネパール、チベット国境で大規模洪水、土石流が発生して多数の負傷者、行方不明者が出る大惨事になっています。これだけ日本や世界の各地で自然災害が発生することには、災害は忘れた頃にやってくるよりも、災害が忘れられる前に次の災害がやってくるという時代になりつつあるようで、とても不安な状況になっております。

幾つかこの期間の中において自然災害等につきましては、事務報告の中でも囲みの中に書かせていただいていますので、また適宜ご覧いただけたらと思います。

先日の校長会の中でもお話をさせていただいていましたが、今日はこの教育委員会という場の中においても大変大事なことだなと思いましたのでお話をさせていただきます。皆さん方の中にもご存じのある方多いと思いますが、釜石の奇跡、2011年の3月11日の震度7の東日本大震災、総務省の消防庁ホームページによりますと、大槌湾に面した鵜住地区も津波で壊滅状態となりました。

しかし、この地区の鵜住小学校と釜石東中学校にいた児童生徒約570人は全員無事に避難することができました。これを釜石の奇跡というふうに呼ばれています。

釜石の奇跡は、子どもたちが単に運がよかったということではなくて、この地域で日頃か

ら行われていた防災教育、これを学んだ子どもたちが自分たちのふだんから行っている行動を当たり前に実践した結果が起こしたものです。子どもたちは自らの手で登下校時の避難計画を立て、津波の脅威を学ぶため、年間5から10時間ぐらいの防災教育を受けていました。

また、年に1回、鵜住小学校と釜石東中学校の合同訓練が実施され、小学生を先導する、まず高台に逃げるという教えも徹底されていました。子どもたちは、避難3原則を徹底して身につけていました。

というのは、一つには想定にとらわれない。二つ目に、状況下においても最善を尽くす。そして、三つ目には率先避難者になるというものです。

つまりは、どこにいても自分の命は自分で守る、主体的に行動すること、自分の命は自分の判断と行動で守るふだんからの備え、いざというときは、ためらわず安全な行動をとる。だから、釜石の奇跡というのは奇跡ではない。地道な努力の積み重ねが導いた結果だというふうに私も思います。

今年度の教育の方針にも上げましたが、災害に備えて危機意識としての防災、二つの教育ですね。それから、学習だけでなく、自分で判断し行動する力を育てる、その教育。つまり、日常的な安全管理と命を守る。先ほども申しましたが、自分の命は自分で守る判断力、その意識を養成するとともに、備えあれば憂いなしは大事なことだと改めて感じた次第であります。

また、事前に資料等もお読みいただいていることと存じますが、後ほど報告事項の①や④に関しまして、特に中畑・古里遺跡、弥生時代、中期末の大型建物遺構等の保存に関しての議会答弁やマスコミ等の取材対応等々、文化財保護課長と随時協議をさせていただきました。9回ぐらいさせていただいたことになります。

また、多くの新聞やＳＮＳのニュースなどにもなっていることもあります。後ほどの報告事項として福永文化財保護課長から、開発業者との協議なども含めて、その結果を説明してもらいます。

全体的には事務報告をご覧いただきました、その中で特にこれはというところについて、やや詳細に報告をさせていただきます。

一つは8月19日の日なんですけれども、ＡＬＴの2名、パトリック先生とカーソン先生と派遣元のインタラックの会社から2名の方にお越しいただき、今年度の前期の報告会を開催しました。教育委員さんには、今、お手元に資料としてありますので、適宜またご覧いただけたらなと思います。

当日はなんですけれども、近況報告であるとか、あるいは意見交換等を行わせていただきましたが、2名の先生ともに大変親しみやすい方であって、また、楽しく英語を学べる学習環境づくりが、私もかなり上手な方だなというふうな思いをさせてもらいました。会社のほうからも、ＡＬＴは学校職員の一員として活動という力強い説明もありました。過去の英語や国際理解教育など、より親しみのある教科や教育となって、子どもたちにとってわくわくする時間となることをさらに期待したいと思っています。

それから、もう一つなんですけれども、今度は8月22日の日でありますが、私、毎年出席をさせてもらっているんですが、第29回の中学生広場「私の思い202」6、この県広場が甲南情報交流センターで開催をされました。今年度も、残念ではあるんですけれども、野洲市

の中学生の代表作品というのは県広場12名の中には選ばれはしませんでしたが、さすがに全県101校、2万4,000人以上の生徒が出品したその中の12名の意見発表ということでもありましたので、大変どれもすばらしい発表であったと思います。それぞれの発表者の個性もあって、作文の内容以上に声や間の取り方で心に響く作品が多くありました。

特に最優秀賞の杉浦さん、この方は原稿、約6分間であったんですが、その内容がしっかりと頭の中に入っていました。内容もすばらしかったですけれども、オーバーアクションというのではなくて、本当に聞いている方々に語りかけるような発声と、そしてまた、声の強弱、それから間の取り方というのが非常にうまかった、かなり練習をされたというふうな印象を強く持ちました。

その中でなんですが、私も毎年ですけれども、それが終わってからアンケートのほうに、自分なりの感想、そしてまた要望というものを書かせていただくんですが、今年度はというか、今回は来年度、第30回という記念大会にもなりますので、そちらのほうに向けて、ぜひこのようなことをしてほしいというふうな思いで書かせてもらいました。そこのところに枠囲みの中で入れさせてもらったのが、私が書いた感想、そして要望ということになります。

どういうことかと言いますと、来年30回大会は各市町の代表が出られる大会にということで、県広場には先ほども申しましたけれども、逆1個2、2万4000人以上の生徒がこの意見発表に参加をしています。その中の12人ですので発表も大変よかったんですが、私自身残念だなと思ったのは、せっかくの県広場ではあるんですけれども、参観者が、私の印象ですけれども、年々減っているように思います。私も10回ぐらいは参加をさせてもらっているんですけれども、どんどんとその人が少なくなっているなという印象を受けています。これはというと、いろいろ原因も考えられるんだろうと思いますが、せめて19市町の代表が出られるような近隣市町でブロックをつくっておられるところがありますが、そういうところから少なくとも1名ぐらいが出られるような選考の仕方をしてもらうといいのかなという思いをしています。実は、このことについては昨年も同様な感想や要望というものを書かせていただいたんですけれども、せっかくの本当に中学生の思いを伝えるような機会でもありますし、もっと多くの人に聞いてほしいし、見てほしいと。今年度は、実のところ9市から12名が出場をしています。同じ市から3名出場という市もあります。ということは、残りの4市と、それから6町からの出場者はありません。私の知る限りではありますが、もう何年も選ばれていない市町もあります。各市町によってかなり学校数とか、あるいは出品数には違いは確かにあります。

また、近隣市町でブロックを編成し、県への代表作品の数も違うというのもあります。

野洲守山はそれぞれに一つずつ出して、そこの中から一つを出すというふうな先行の仕方もされているんですが、一つの市、あるいは近隣ブロックの市町からその作品の1番というようなところら辺をまず決めてもらって、残りはそれ以外の市とか近隣ブロックの市町から選ぶと、もう少し代表に選ばれる市町も増えると思いますし、言ったらもっと多くの方にも参加いただけるかなというふうにも思わせていただきました。次年度はぜひ、30回という記念大会にもなりますので、より多くの市町が代表として出られる大会であってほしいし、多くの方々に見てほしいなというふうな思いもさせていただきました。

主なものとしてはそれぐらいなんですけれども、あとまた詳細につきましてはご覧いただけたらと思います。

2学期、全体的にはそれぞれの校・園については落ち着いてスタートできたのかなというふうに思いますけれども、少しここに来まして静かな状況というところから不安定な状況もございます。特に体調面がすごく気になります。もう少しまず暑さが落ち着くというふうな頃までは、しっかりと子どもたちの状況というのも見守っていきたいなということを思っています。

また、2学期でもございますので、なお一層市としましても環境整備や教育行政が推進できるようにしていきたいなということを思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

これで事務報告を終わらせていただきます。

では、報告させていただきましたけれども、それに関してでも結構ですし、またそれ以外のことについても、それぞれ委員さんからお気づきのことがあるようでしたらお出しいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、次に日程第5、付議事項の1、議案に移らせていただきます。

議案第48号から49号については、関連する内容であることから、一括にて説明をお願いいたします。

では、川﨑所長、お願いします。

【学校給食センター所長より説明】

【北脇教育長】　ただいま説明がありました議案第48号から49号について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、これより採決に移ります。

まず議案第48号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北脇教育長】　挙手全員であります。よって、議案第48号は可決されました。

続いて、議案第49号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北脇教育長】　挙手全員であります。よって、議案第498号は可決されました。

次に、議案第50号から51号については関連する内容であることから、一括にて説明をお願いします。

松岡課長、お願いします。

【こども課長より説明】

【北脇教育長】　ただいま説明がありました議案第50号から51号について、ご質問等は

ございませんか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、内容ですので、これより採決に移ります。

まず、議案第50号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立幼稚園薬剤師の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北脇教育長】　挙手全員であります。よって、議案第50号は可決されました。

続いて、議案第51号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立幼稚園薬剤

（賛成者挙手）

【北脇教育長】　挙手全員であります。よって、議案第51号は可決されました。

次に、議案第52号から53号について、関連する内容であることから一括にて説明をお願いします。

松岡課長、お願いします。

【こども課長より説明】

【北脇教育長】　ただいま説明がありました議案第52号から53号について、ご質問等はございませんか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、内容ですので、これより採決に移ります。

まず、議案第52号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立幼稚園医の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北脇教育長】　挙手全員であります。よって、議案第52号は可決されました。

続いて、議案第53号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立幼稚園医の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北脇教育長】　挙手全員であります。よって、議案第53号は可決されました。

次に、議案第54号、野洲市使用料条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

荒川課長、お願いします。

【学務課長より説明】

【北脇教育長】　ただいま説明がありました議案第54号について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、これより採決に移ります。

議案第54号、野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【北脇教育長】　　挙手全員であります。よって、議案第54号は可決されました。
次に、協議事項に移ります。
協議事項1、令和9年度市内小中学校第1学期始業日について、説明をお願いします。
廣沢次長お願いします。

【教育部次長（学校教育担当）より説明】

【北脇教育長】　　ただいま説明がありました協議事項1について、ご意見等はございませんか。
では、野村先生、どうぞ。
【野村委員】　　全国調査は全ての学年でですか。
【廣沢教育部次長（学校教育担当）】　　中学校では3年生が対象です。
【野村委員】　　1、2年は関係ないけれども。
【廣沢教育部次長（学校教育担当）】　　学力学習状況調査に関しては3年生のみです。教育課程の関係で、日程がつまっているという理由です。
【野村委員】　　全体としても詰まっているということですか。承知しました。
【北脇教育長】　　そのほかいかがですか。
では、南出委員、お願いします。
【南出委員】　　ご説明、ありがとうございます。
もともと予定では4月10日が始業式で、今回4月9日が金曜日ですが、先ほど説明の中に、4月10日でもぎりぎりであると校長先生がおっしゃっているということでした。4月10日が日曜日であった場合、4月8日に始業式をするのか、もしくは4月11日の月曜日に始業式をするのかと、そこはまたそのときに検討するのか、もしくは先ほどの10日でもぎりぎりということを踏まえて、事前に運営規定自体を検討する機会が必要になるのかを教えていただけますか。
【廣沢教育部次長（学校教育担当）】　　廣沢です。
この規則については、今から2年ほど前に、働き方改革などの側面から十分に協議・準備を行った上で、始業日を決定されたものです。そのため、原則として、この規則の沿って進めていきたいと考えております。
ただし、本年度については、2日間という大きな変更となるため、中学校の校長先生方からも「2日間は教育課程上、厳しい」との意見が出ております。委員から御指摘いただいたように、1日であれば、11日を始業日とすることも可能であったと考えます。
基本的には、現行の規則を遵守した上で進めていきたいと考えております。以上です。
【北脇教育長】　　よろしいでしょうか。
ほかいかがですか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　　では、ないようですので、次に、日程6、報告事項に移ります。
報告事項①、令和8年第5回野洲市議会定例会議案質疑一般質問の内容と答弁の要旨について、ご質問等はございませんか。
では、南出委員、お願いします。

【南出委員】　9ページの学習状況調査で課題も上げていただいています。10ページで、小中学校ともに自分の考えを整理したり、表現したりする力に課が見られますとのことですが、これに関しては、全学校に周知の上で、それに向けて取り組まれている状態なのか教えていただきたいです。

【廣沢教育部次長（学校教育担当）】　ありがとうございます。

現在、ここに記載されている内容については、各校に周知しております。また、各校においても、それぞれ課題や成果が明らかになっているものと認識しております。

そのため、市全体の状況と各校の実態を踏まえ、各校において、例えば実際に教員が問題を解き直すなどの取組を行い、今後、明らかになった課題に対してどのように取り組んでいくかを検討しております。こうした取組は、毎年、研修なども含めて実施しており、授業改善につなげているところです。

【南出委員】　ありがとうございます。

市内の中学校3校にそれぞれの課題があると思いますが、それに関しては教育委員会としては把握はされておられますか。

【原嶋学務課参事】　学務課参事・原嶋です。

各校の結果もこちらで把握しており、それぞれの学校についての市教委で考察しております。また、それぞれの学校でも、結果について考察し、職員全体に共有して、今後の指導の方向性やどのように授業を進めていくかについても話し合っています。

以上です。

【南出委員】　同じく10ページの真ん中の部活動の地域展開の外部指導員の配置について、中学校によって部活数も子どもたちの人数も全然違いますので、一概には言えませんが、野洲中学校と野洲北中学校には外部指導員の方がいらっしゃるのですが、中主中学校に関しては何も記載がございません。こちらに関して見つからないということか、教えてください。

【原嶋学務課参事】　学務課参事・原嶋です。

中主中学校には、1名部活指導員がバスケットボール部にいます。部活動地域展開が始まる前から、野洲中学校・野洲北中学校は、部活動に多くの地域の方が協力をしていただいており、その方が部活動指導員になられたといういきさつがあります。

中主中学校は、地域の方が指導に入られている部活動が少なかったというところもありまして、そこが影響していると思われます。

以上です。

【北脇教育教育長】　よろしいでしょうか。ほかよろしいですか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、次に移ります。

報告事項②、職員の任免等について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和8年度第1回図書館協議会の概要報告について、ご質問等はございませんか。

では、野村委員、お願いします。

【野村委員】　協議会が年に何回しているのかということと、あとは朝日新聞に書いてあったんですけれども、電子図書館というのがあるということで、野洲図書館はそれをしているのかなと。資料を見ますと長野県だけ突出して100%、全ての図書館に入っているというようなことが書いてありまして、次が福岡県で68.9%。滋賀県は15%。滋賀県内でどこでやっているのかなというのと取組の状況であるとか実際どのように活用されているのか、これがいいことなのか悪いことかあまり分かっていないんですけれども、実際にスマートフォンで本を見たり、新聞を読んだりとかしていて、あとは青空文庫というような無料で読めるような図書館みたいなサービスがあって好きで読んでたりするんで、野洲市は図書館までが遠いというあって、移動図書館も今回つくっていただいて、時代が全部インターネットやスマートフォン、パソコンになってきているんで、それに合わせた対応も必要というか、そういう時代なのかなと。もちろん紙の触感とか、質感というか、匂いとか、ページをめくった感触とか重みとかそういうのはすごい大事だと思うんですけれども、実際はインターネットでデジタル化されているし、教科書なんかもどんどんデジタル化されているような時代なので、図書館もひょっとしたら変わるべきときかもしれないですけれども、状況とかその辺を教えていただきたいと思います。

【早田野洲図書館長】　図書館長の早田でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、図書館協議会の回数ですが、一応、年4回持たせていただいております。

そして、電子図書館のことについてですけれども、これはもう館としても当然課題としては考えているところでございます。長野県につきましては、コンソーシアム方式といいますか、全ての市町がお金を出し合って、1つの電子図書館システム、県域全体で使えるような図書館システムを全国的にも先駆的に導入されたということで、長野は100%の導入率ということになっているかと思うんですけれども、最近、業者の方に聞いたところによると、やはりその方式でやってしまうと、電子図書館サービスを提供している業者のほうが利益を上げられないということで、今後は例えば滋賀県全域でやろうかという話が出てもなかなか難しいかもしれないというお話を頂戴したりしているところです。

実際、その電子図書館について、当館のほうで検討しているかしていないかと言いますと、常に検討はしておるんですけれども、一番のネックはそのシステムの使用料であったりとか、その電子書籍の使用料ということになります。過去の定例会でもご説明したことがあったかもしれないですけれども、電子図書館の書籍につきましては、紙の書籍よりもかなり割高な値段設定になっておりまして、大体1.5倍から2倍ぐらいと聞いています。

また、データについても、図書館のほうで買い切りでデータを購入することができるパターンもあるんですけれども、多くはデータを使わせていただくそのライセンスを買うという形になりまして、その場合ですと、ちょっと高めのお金を払ったとしても、52回ぐらい借りたらそこでライセンスが消えてしまうですとか、2年間でライセンスが消えてしまうですとか、かなり紙の本を購入するよりも不利な条件で契約しなければいけないということになってしまうということから、現在、図書館の資料費の確保もなかなか難しい状況でございますので、電子図書館サービスまで手を出すことがなかなか難しいという状況でございます。

ただし、委員おっしゃるとおり、図書館が遠い方にとってはご自宅にいながらにして書籍を読めるというこの電子図書館サービスのメリットというものにつきましては、当然考慮

すべきところかと思いますし、移動図書館で遠いところの市民の方に本を届けると言いましても、全ての方に届けることはやはりできないということもございますので、近い将来になりますか、遠い将来になりますか、そこはなかなかはっきりとしたことは申し上げることはできないんですけれども、時代の流れ的にはそこの部分、ハイブリッドに資料を提供して、市民の皆さんに情報を持っていただけるような図書館の在り方を構築していくというのは方向性としては間違いないのかなというふうには考えております。

ちょっと蛇足ですけれども、近年ですと、ＡＩの活用というところもございますので、ますますその電子図書館、電子書籍を読むということに加えて、調べ物について、そういうところがシステムの中に入り込んでくるというところも状況としてはございますので、図書館としましては知識・情報を提供するまちの拠点でございますので、時代には乗り遅れないようにはしていきたいなというふうには考えているところでございます。

以上です。

【野村委員】　図書館、最初、民業圧迫かなと思ったんですけれども、本屋さん自体がどんどん潰れて、多分野洲はアルプラだけですかね。前は本当に大きい本屋さんいっぱいあったけれども、どんどん本が読めなくなっている時代になっていますので。

あともう1個は、滋賀県でどこでやっているかというのとそこの状況とかまた聞いていただいて、全ての人に本が届けると。あと、目が見えない方とかにとっては、この電子図書館だと多分音声で読んでくれたりするようなこともできたりするので、その方面からもまた検討していただけたらなと思いました。

【早田野洲図書館長】　図書館長の早田です。質問、お答え漏れがありまして、申し訳ございませんでした。

県内では、湖南市さんが電子図書館を入れておられます。コロナ期になかなか来られない方に対しての資料提供ということで導入されたというふうに伺っております。

また、その視覚にハンディキャップをお持ちの方についてというお話ありましたけれども、大津市の図書館では耳で聞く図書館、一般にはオーディブルなどの耳で聴く読書というサービスございますけれども、そういう方式で情報を提供できるようなサービスを取り入れておられるところもございますので、そこにつきましてもやりたいなという気持ちはもちろんありますし、また委員のおっしゃった視点につきましては、読書バリアフリー法という、そういうハンディキャップを持った方でも晴眼者、健常者と同じようにやはり読書ができる環境を整えましょうという法律も整備はされておりますので、その法の精神に則りまして、当館のサービスも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【北脇教育長】　よろしいですか。ほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、次に移ります。

報告事項④、中畑・古里遺跡弥生時代中期末の大型建物遺構等の保存に関する協議結果については、概要説明をお願いします。

では、福永課長、お願いします。

【文化財保護課長より説明】

【北脇教育長】　では、報告事項④につきましてご質問等はございませんか。

では、瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】　この中畑・古里遺跡の保存協議の問題ですが、報告事項の市議会一般質問の内容と答弁でも議会に対する説明、協議の場が一度も設けられなかったとおっしゃっているわけです。我々教育委員も今日のこの報告事項で開発業者との協議結果を聞かされているわけです。説明にもありましたように、6月22日に株式会社カインズ宛て文書で要望書を出して、8月24日に開発業者から回答を得るまで、2か月余りの間に5回の対面協議をしたということですね。もちろん、開発業者との協議経過を詳細に教育委員会に報告していただくことは難しいとしても、この遺跡については、報道でも度々取り上げられて、世間の注目を集めている非常に貴重な遺構であるわけですから、その保存方法などについての考え方や方向性、あるいは考えられる課題等について、8月24日の協議結果を得るまでに説明いただくことができたのではないかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

【福永文化財保護課長】　文化財保護課長・福永です。

先ほども申しましたように、保存協議を始めましたのが5月末。そこから5回、対面としては5回の協議をさせていただいて、それ以外にも電話ですとかメールとか、そういったやり取りがございました。この協議なんですが、リアルタイムで早期に結果を出さないといけないということが1つありましたのと、あとその協議の在り方なんですが、この発掘調査自体が一般的な開発行為に対する発掘調査で、調査費については全額事業者負担ということになります。

そこで出てきた重要な遺構の保存協議につきましても、もし仮に重要な遺構が発見された場合は保存の協議を行いますというふうなことは書いてあるにしても、基本的にはその事業者の良心といいますか、こちら側が説明を行って歴史的価値があるという説明をして、業者側にご協力を求めるというスタンスでの協議でしかありません。

何が申し上げたいのかと言いますと、こちらの法的な拘束力みたいな大義とかは一切ございませんで、基本的にこちらはお願いするという立場でしかないということなんです。ですので、一定の保存協議するに当たりまして協議の在り方については、やはり事業者さんの意向を尊重せざるを得ないところがありまして、なかなかその経過自体をオープンにし難いというところも当然あったわけなんですね。

ただ、その委員、今、おっしゃったように、保存協議をしていること自体、これ一切のクローズの状態を意識したわけではなくて、私個人的にはほかの人に保存協議を始めていますということはいろいろベラベラしゃべってはいたんですが、こういった改まった機会で保存協議を行っているという報告自体は確かに欠けていたというようなこともありますので、産経新聞の報道によって大きく取り上げられたという背景はあるんですけれども、その協議を行っているとか、その段階で出せる範囲の情報を出すべきであったということ自体は反省事項として受け止めさせていただいて、今後に生かしていきたいなというふうには思っております。

【瀬古委員】　私の言いたいのは、その協議というのは交渉ですよね。その都度交渉内容はオープンにできない、そういうことはあると思うのです。

ただし、その6月から今日まで7月、8月にも教育委員会があったわけです。その2回の会

議で、その全容を説明することはできなくても、先ほど言いましたように、こういうケースの場合はどうするのかという方向性や考え方、あるいは交渉するにあたって様々な課題、福永課長さんがおっしゃるように、色々なファクターがあるわけです。文化財保護の調査の原則は事業者負担ですから強制的に保存を求めることができないのは分かります。

しかし、テレビで何度も報道されているわけですが、教育委員が直接説明を受けるのは今日が初めてですね。その協議に関して教育委員会への説明の在り方としてはどうなのかと申し上げているわけです。9月25日に市長が記者会見をするということですが、我々はそれと同じレベルで話を聞くのかという話です。何のために教育委員をやっているのかと申し上げているわけです。これ以上のことは言いませんが、非常に残念だと思います。

そこでお聞きしたのは、先ほどからおっしゃっている地下埋設の状態で保存すると。できるだけ完全破壊することがないように配慮するということで、16か所の柱跡のうち9つは保存ということですが、その残りの16か所マイナス9の7か所は、完全破壊されてしまうとおっしゃったわけですね。それが1つ。

もう1つ、調査区という黒塗りした部分です。全体としてのカインズの、私はホームセンターをイメージしてしまうのですが、大きな駐車場と大きな平屋の建物があって、そこにいくつものテナントが入るイメージ、例えば彦根のカインズのような。そうすると、その調査の完了した部分は全部ではなくまだ残っているということなのか、それとも全部完了したのですか。この調査区や8号線の反対側も調査区が残っていますね。そこには重要な遺構が出てこないのか、それが2点目です。

それから、事業主さんが建物の基礎構造に大幅な設計変更を加えて、影響を回避するということについては理解を得たということですね。そこがよく分からないのですが、先ほどあったように、地震などの自然災害を考えれば基礎無しの建物は建てられませんよね。建築基準法からいっても。それで、どういう設計変更によって遺構を破壊しないで建物が建てられるようにするのか、そこをもう少し具体的に聞きたいと思います。それから9月25日に記者会見をするということですが、これで合意した協議内容が市民にもオープンになるわけですね。そのときに、教育委員会議が開発業者と合意した案が理解される、コンセンスが得られるのかどうか、その点についてはどのように考えておられますか。

この2点お願いします。

【福永文化財保護課長】　文化財保護課・福永です。

3点あったかと思います。

【瀬古委員】　3点ですね。

【福永文化財保護課長】　他の調査区、23ページの黒の白抜きの調査区、これは滋賀県文化保護協会が担当して、この形がテナントの建物の形になります。そこで大型建物と門柱遺構が出てきました。

あと、その北側の田んぼの用地、1万平米以上です。数値、ちょっと忘れましたけれども。カインズさんの本店舗、これが一番大きな建物になります。こちらも発掘調査しましたが、保存すべきような遺構というものは出てきませんでした。この近隣の住宅地を宅地開発される以前に、平成10年代後半当たりには大規模な発掘調査実施しております。そのときは非常に高い密度で調査期間は非常に長く、1年ではなくて三、四年かかって発掘調査した経緯がございました。ですので、その密度のまま今回の事業用地でも遺跡が発見されるのかとい

うふうに予想を立てていたんですけれども、遺構密度としては低調な状況で、全く何も出てこなかったわけではないんですが、保存すべきような遺構というのはほかには出てこなかったということでございます。

それと、あと具体的にどのような設計変更があったのかといいますと、この23ページの図面で黒くしてあるところが22ページでは大きく映し出されております。右下の平成27年度調査地といいますのは、今のその国道8号バイパスの施設範囲で、これも県の文化財保護協会が実施したところですけれども、その中央に23ページの黒い印と同じような形で調査区があります。この範囲がテナントさんの建築範囲になります。

その下には、建物基礎が等間隔で配置されているのと、その建物基礎を地中で支えるような地中梁が結構されています。それが地中梁を含めて遺跡の土層面、弥生時代ですとか鎌倉時代ですとかそういう複数の時代の遺構が出てきている遺跡の土層面を掘り下げるような形で計画をされていました。当初計画ですと、今回検出された遺構というのは全損の憂き目に遭うわけなんですが、そういった建物基礎のうち動かせるものについて動かしていただいたということと、あと基礎同士を結構している地中梁について取り除けるものは取り除いていただいて、この大型建物遺構の赤印にしてあるところは建物建設工事で掘り下げが行われずに済むというふうな状況になります。

それとあと、門柱遺構の二つの建物遺構が計画建物の工事で掘り下げられることはないというふうな状況を生み出すことができたということでございます。

それと、3点目は、すみません、どういう状況でしたですかね。

【瀬古委員】　教育委員会としては8月24日に回答を受けた内容で了とする判断をされているわけですね。それを受けて9月25日に記者会見をすると、一般市民に向けて報道を通して発信されるわけです。その保存の方法について、市民や市民以外からも非常に貴重な遺構んだけに、色々な意見が出てくると思うのです。それに対して耐え得ると考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

【福永文化財保護課長】　この間、いろいろな方々からお声を頂戴しております。やはり最も熱心な方々については、市が買い取って史跡指定、あるいは史跡公園として整備すべきではないかというふうなお声も頂戴しております。

ただ、その協議過程では、カインズさん、非常に当初は厳しい反応を示していらっしゃって、2回目の協議のときにでも、いろんな史跡整備のパターン、そういったものを私どもから丁寧にいろんな事例を交えながら説明していく中で、もし史跡指定、あるいは用地公有化、これで大きく計画が、狂わされられない方策があるのであれば、要は私どもが提案させていただいた内容ではあるんですけれども、そういった内容であれば協議、社内で検討できることを検討しますというふうに応じていただいたという経緯がございます。

今回については、その事業者としての主導権、決定権はカインズさんのほうにあって、先ほども申し上げましたが、こちらとしてはお願いする立場であるわけなんですけれども、そういったところから、事業者さんにもご協力いただいて、私どもの要望にも応じていただいたというようなところで、至らずではありますけれども、こういった形で協議、決着させていただきましたというふうに説明せざるを一定得ない状況ではあるとは思います。

ただ、最も熱心な方については、やはりそれでは不満足だということで、いろいろまたお声を頂戴することかと思いますけれども、一方で地権者の方のご意向とか、あるいはこの近

隣でなかなか、三上学区でこれまでこういったお店がなくて待ち望んでいらっしゃった方々については、事業計画どおり事業を推進されることを希望されている方も一定数いらっしゃいます。

そういった方々については、あえてお声を上げられることはないんでしょうけれども、最もその考古学とか遺跡について関心のある方よりかは大多数の方という趨勢は読み取れるわけでして、そういった方は今回の保存措置については一定ご理解いただけるのではないかなというふうに思います。

【瀬古委員】　そうすると、開発業者はこの用地全体を買収するのではないのですね。賃貸で開発するので地権者は依然として残るわけですね。

だから、地権者の意向も非常に大きな要素ですね。極端な話で言えば、地権者が反対すれば事業が頓挫することもあるかと思うのですが。

いずれにしても、いろいろと課題はあると思うのです。議会自体もそうなのですかね、議会での答弁は8月24日の回答書を踏まえて答弁されているのですか。

【川﨑教育部長】　そうです。

ただ、今のこちらの内容を出すに当たりまして、カインズ、業者側とその地権者の意見とかその辺も了解を得る必要がございましたので、実際には少しこれをまとめるまでには時間がかかっているような状況です。

【瀬古委員】　はい、分かりました。いずれにしても今後、記者会見、次の議会でも色々なやり取りがあると思いますが、私個人的には非常に価値のある重要な遺構ですから、できるだけ議論を重ねて完全に破壊されるという状況をできるだけ少なくする。16か所の柱跡のうち9か所しか残らないというのは非常に残念だと思います。

意見として申し上げておきます。

【北脇教育長】　ほかよろしいでしょうか。

では、どうぞ、山﨑委員。

【山﨑委員】　今、ご説明いただいたことに関しては、私も新聞報道での市長さんのコメントを読んだ状況で、残されない方向に行くのかなという思いがありました。この資料をいただいて、いきさつと方向性を知り安心をしました。

ただ、私たちが知る時期的なことについては、今、ご説明もいただきましたし、瀬古委員が言われたような状況で致し方ない部分もあり、曖昧になっていたんだなと思う部分があります。

【北脇教育長】　ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ、野村委員。

【野村委員】　野洲市の遺跡マップというのがあって、これはどういう意味合いがあるのかなと思って、この地区も深いところに塗られているんで、開発に対して何かしらの制限がかかっている地区なのかなと思ったんですけれども、遺跡マップの意味合いってどういうものなんですか。

【福永文化財保護課長】　文化財保護課・福永です。

遺跡地図というものが全国的にまとめられておりまして、滋賀県、あるいは野洲市におきまして遺跡地図というものがございます。この遺跡実地図というのは、これまでの発掘調査の結果ですとか、あるいは地表面からも遺跡の存在が分かるケースがまれにあります。

例えば、水田とか畑のところに遺物、土器とかかけらがたくさん落ちているようであれば、発掘調査せずともそこに遺跡が存在するということが類推されるわけですね。

そういった分布調査をしていった結果、取りまとめた地図が遺跡の地図になります。

埋蔵文化財包蔵地というふうに難しい用語では言っているんですが、その範囲の中で掘下げを伴う開発行為が計画された場合、この場合は市の教育委員会に届出を出す必要がございます。その届出の内容につきましては主にどういった計画でされるのかという中で、どういう掘下げ工事をされるのか、そういったところを届出文書として重点的にご提出をいただくことになっております。私どももその内容を精査させていただいて、市内発掘調査、大分進んでおりますので、どの深さまで掘り下げれば遺跡の土層面に当たる可能性があるかというのが大体分かるようになっています。その遺跡の土層面まで影響を受けそうな開発計画の掘下げの深さですと、発掘調査が必要になってくるという判断をするわけです。

仮に開発行為の掘下げが浅い深さでとどまって、遺跡の土層面まで影響を受けないような状況であれば、発掘調査せずにそのまま開発を進められるというふうな判断になります。

ですので、全てが遺跡の範囲内であっても開発行為全てが発掘調査の対象になるというわけではございませんで、今回のように、残念ながらその遺跡の土層面まで掘り先が及ぶようなところですと、今回そのテナント部分で全域を発掘調査対象としたように、計画範囲全てが発掘をしないと開発ができないというふうな状況になります。

ただ、カインズさんの本店舗につきましては、基礎それぞれの距離が非常に離れておりまして、しかも独立基礎で地中梁が全くないようなケースもございます。そういったところについては、柱の基礎部分のみを調査して、開発工事によって掘下げが建物の計画範囲の中であっても一定掘り下げを伴わない範囲がある、一定面積で確保されるようであれば、そこは発掘調査の対象から除外したりとか、そういうフレキシブルな対応で遺跡の発掘が必要なのかどうか、開発行為によって調査が必要なのかどうかというのを個別で判断して、開発業者との合意の上、発掘調査を実施しているというふうないきさつになります。

【野村委員】　そういう状況があるということは、発掘調査をしなさいという法律があるけれども、出てきた場合にその開発を止めるという法律ではないということですね。

【福永文化財保護課長】　そうですね。発掘の届出必要なエリアなんですね。届出していただいた結果、必要な場合は発掘調査しますし、必要なければ発掘調査しないということになります。ですから、その必ずしも遺跡が出てきて全部残さないといけないというわけでは全くありませんですし、むしろこういった今回みたいなケースは野洲市域の中では2例目、1例、過去に昭和50年代くらい1か所で事例があるんですけれども、それ以外は2例目ということで、50年近く埋蔵文化財の発掘の歴史はありますけれども、その2例のみということで、通常は発掘調査さえすれば、そのまま計画については進めていただけるというふうな内容になります。

【野村委員】　ありがとうございました。

【北脇教育長】　よろしいですか。ほかよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、次に移らせていただきます。

次に、日程の第7、その他に移ります。

何かございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、10月定例会は10月21日水曜日午後1時30分より、歴史民俗博物館で開催しますので、よろしくお願いします。

次に、11月定例会の日程についてお伺いをします。

11月定例会は11月13日金曜日午後1時30分より、人権センターで開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【北脇教育長】　では、ご異議ないようですので、11月13日金曜日午後1時30分より、人権センターで開催しますので、よろしくお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

―― 了 ――